

大阪市告示第979号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年7月12日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

あべのキューズタウン

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目6番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急不動産株式会社 代表取締役 星野 浩明

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

外53者

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

東急不動産株式会社 代表取締役 星野 浩明

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

外53者

（変更後）

東急不動産株式会社 代表取締役 星野 浩明

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

外53者

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 山本 哲也

東京都千代田区二番町 8 番地 8

外103者

(変更後)

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 山本 哲也

東京都千代田区二番町 8 番地 8

外101者

(4) 変更年月日

令和 6 年 4 月 1 日

2 届出年月日

令和 6 年 6 月 24 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 6 年 7 月 12 日 (金) から 令和 6 年 11 月 12 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝
日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 6 年 11 月 12 日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)